

立 農 第 321 号
令和 7 年 3 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

立山町長 舟橋 貴之

市町村名 (市町村コード)	立山町 (1 6 3 2 3 6)	
地域名 (地域内農業集落名)	五百石地区 (五百石、上前沢、草野、下前沢、道新、大石原、下野口、大窪)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全域では水稻を中心に栽培されており、多面的機能支払交付金事業を活用して共同保全活動や農道・水路の部分補修などを行っている。
- ・農事組合法人構成員の高齢化に伴い、オペレーターがリタイアするなど新たな課題が生じており、経営体制維持に向けた現状の把握と的確な対応が求められている。
- ・農業生産に無関心な農業者が増え、地域での話し合いも困難になってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当面、現状の農地利用を維持することは、現在の受け手で対応できる。また、今後継承が必要になった場合は、その都度地域内で協議し、新たな担い手に継承する。
- ・高齢化などに伴い規模縮小や離農が起こった時には、地元協議を積極的に行い、円滑な継承・移譲を進めていく。
- ・中心経営体や農事組合法人を含め、一層の農地集積に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	264.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	264.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ③各経営体において、スマート農機を導入し、作業の効率化・省力化を図る。 ⑦農用地、水路、農業などについて、多面的活動組織を中心に、地域共同による保全管理活動に取り組んでいく。
--

立 農 第 321 号
令和 7 年 3 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

立山町長 舟橋 貴之

市町村名 (市町村コード)	立山町 (1 6 3 2 3 6)	
地域名 (地域内農業集落名)	下段地区 (上金剛寺、金剛寺、下段、榎、大窪開、古川、向新庄、一本木、川原木、日俣、東坂井沢、西坂井沢、榎町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全域では水稻を中心に栽培されており、多面的機能支払交付金事業を活用して共同保全活動や農道・水路の部分補修などを行っている。
- ・農事組合法人構成員の高齢化に伴い、オペレーターがリタイアするなど新たな課題が生じており、経営体制維持に向けた現状の把握と的確な対応が求められている。
- ・農業生産に無関心な農業者が増え、地域での話し合いも困難になってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当面、現状の農地利用を維持することは、現在の受け手で対応できる。また、今後継承が必要になった場合は、その都度地域内で協議し、新たな担い手に継承する。
- ・高齢化などに伴い規模縮小や離農が起こった時には、地元協議を積極的に行い、円滑な継承・移譲を進めていく。
- ・中心経営体や農事組合法人を含め、一層の農地集積に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	412.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	412.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③各経営体において、スマート農機を導入し、作業の効率化・省力化を図る。
- ⑦農用地、水路、農業などについて、多面的活動組織を中心に、地域共同による保全管理活動に取り組んでいく。

立 農 第 321 号
令 和 7 年 3 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

立山町長 舟橋 貴之

市町村名 (市町村コード)	立山町 (1 6 3 2 3 6)	
地域名 (地域内農業集落名)	高野地区 (洲上、金剛新、沢新、米沢、江崎、野町、下新、高原、横江、東福、下福来、竹林)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全域では水稻を中心に栽培されており、多面的機能支払交付金事業を活用して共同保全活動や農道・水路の部分補修などを行っている。
- ・農事組合法人構成員の高齢化に伴い、オペレーターがリタイアするなど新たな課題が生じており、経営体制維持に向けた現状の把握と的確な対応が求められている。
- ・農業生産に無関心な農業者が増え、地域での話し合いも困難になってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当面、現状の農地利用を維持することは、現在の受け手で対応できる。また、今後継承が必要になった場合は、その都度地域内で協議し、新たな担い手に継承する。
- ・高齢化などに伴い規模縮小や離農が起こった時には、地元協議を積極的に行い、円滑な継承・移譲を進めていく。
- ・中心経営体や農事組合法人を含め、一層の農地集積に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	345.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	345.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③各経営体において、スマート農機を導入し、作業の効率化・省力化を図る。

⑦農用地、水路、農業などについて、多面的活動組織を中心に、地域共同による保全管理活動に取り組んでいく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

立山町長 舟橋 貴之

市町村名 (市町村コード)	立山町 (1 6 3 2 3 6)	
地域名 (地域内農業集落名)	大森地区 (西大森、三ツ塚新、泊新、東大森、大清水、高原八ツ屋、蔵本新、半屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全域では水稻を中心に栽培されており、多面的機能支払交付金事業を活用して共同保全活動や農道・水路の部分補修などを行っている。
- ・中心経営体の高齢化に伴い、後継者不足などの新たな課題が生じており、経営体制維持に向けた現状の把握と的確な対応が求められている。
- ・農業生産に無関心な農業者が増え、地域での話し合いも困難になってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当面、現状の農地利用を維持することは、現在の受け手で対応できる。また、今後継承が必要になった場合は、その都度地域内で協議し、新たな担い手に継承する。
- ・高齢化などに伴い規模縮小や離農が起こった時には、地元協議を積極的に行い、円滑な継承・移譲を進めていく。
- ・中心経営体や農事組合法人を含め、一層の農地集積に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	356.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	356.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
③各経営体において、スマート農機を導入し、作業の効率化・省力化を図る。
⑦農用地、水路、農業などについて、多面的活動組織を中心に、地域共同による保全管理活動に取り組んでいく。

立 農 第 321 号
令和 7 年 3 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

立山町長 舟橋 貴之

市町村名 (市町村コード)	立山町 (1 6 3 2 3 6)	
地域名 (地域内農業集落名)	利田地区 (日置、上野、立泉寺、日水、横沢、五郎丸、塚越、浅生、鉾ノ木、曾我、上利田、下利田、総曲輪、金屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全域では水稻を中心に栽培されており、多面的機能支払交付金事業を活用して共同保全活動や農道・水路の部分補修などを行っている。
- ・農事組合法人構成員の高齢化に伴い、オペレーターがリタイアするなど新たな課題が生じており、経営体制維持に向けた現状の把握と的確な対応が求められている。
- ・富山市近郊にあり、農地転用による宅地化で混在化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当面、現状の農地利用を維持することは、現在の受け手で対応できる。また、今後継承が必要になった場合は、その都度地域内で協議し、新たな担い手に継承する。
- ・高齢化などに伴い規模縮小や離農が起こった時には、地元協議を積極的に行い、円滑な継承・移譲を進めていく。
- ・中心経営体や農事組合法人を含め、一層の農地集積に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	279.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	279.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③各経営体において、スマート農機を導入し、作業の効率化・省力化を図る。
- ⑦農用地、水路、農業などについて、多面的活動組織を中心に、地域共同による保全管理活動に取り組んでいく。

立 農 第 321 号
令和 7 年 3 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

立山町長 舟橋 貴之

市町村名 (市町村コード)	立山町 (1 6 3 2 3 6)
地域名 (地域内農業集落名)	上段地区 (日中、野沢、日中上野、下白岩、福田、石坂、上中、末上野、上宮、小林、中林、上末、下沢、芦見、上瀬戸、下瀬戸、池田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第 1 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全域では水稻を中心に栽培されており、多面的機能支払交付金事業を活用して共同保全活動や農道・水路の部分補修などを行っている。
- ・農事組合法人構成員の高齢化に伴い、オペレーターがリタイアするなど新たな課題が生じており、経営体制維持に向けた現状の把握と的確な対応が求められている。
- ・農業生産に無関心な農業者が増え、地域での話し合いも困難になってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当面、現状の農地利用を維持することは、現在の受け手で対応できる。また、今後継承が必要になった場合は、その都度地域内で協議し、新たな担い手に継承する。
- ・高齢化などに伴い規模縮小や離農が起こった時には、地元協議を積極的に行い、円滑な継承・移譲を進めていく。
- ・中心経営体や農事組合法人を含め、一層の農地集積に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	453.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	453.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止策を実施するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

③各経営体において、スマート農機を導入し、作業の効率化・省力化を図る。

⑦農用地、水路、農業などについて、多面的活動組織を中心に、地域共同による保全管理活動に取り組んでいく。

立 農 第 321 号
令 和 7 年 3 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

立山町長 舟橋 貴之

市町村名 (市町村コード)	立山町 (1 6 3 2 3 6)	
地域名 (地域内農業集落名)	東谷地区 (四谷尾、谷口、虫谷、白岩、六郎谷、目桑、谷、伊勢屋、長倉、小又、松倉、座主坊)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区全域では水稻を中心に栽培されており、多面的機能支払交付金事業を活用して共同保全活動や農道・水路の部分補修などを行っている。・農事組合法人構成員の高齢化に伴い、オペレーターがリタイアするなど新たな課題が生じており、経営体制維持に向けた現状の把握と的確な対応が求められている。
・四谷尾地区で基盤整備事業の導入について、話し合いが行われており、山林に隣接した圃場の有害鳥獣被害を防ぐため、金網柵を設置するなど被害の軽減に取り組んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・当面、現状の農地利用を維持することは、現在の受け手で対応できる。また、今後継承が必要になった場合は、その都度地域内で協議し、新たな担い手に継承する。
・高齢化などに伴い規模縮小や離農が起こった時には、地元協議を積極的に行い、円滑な継承・移譲を進めていく。
・中心経営体や農事組合法人を含め、一層の農地集積に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	223.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	223.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止策を実施するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。 ③各経営体において、スマート農機を導入し、作業の効率化・省力化を図る。 ⑦農用地、水路、農業などについて、多面的活動組織を中心に、地域共同による保全管理活動に取り組んでいく。
--

立 農 第 321 号
令和 7 年 3 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

立山町長 舟橋 貴之

市町村名 (市町村コード)	立山町 (1 6 3 2 3 6)	
地域名 (地域内農業集落名)	釜ヶ淵地区 (野村、道源寺、沢中山、米道、末谷口、末三賀東部、末三賀西部、末三賀中部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・多くの農地で基盤整備事業が実施されたが、人家に近い農地は基盤整備を行わず、狭小・不整形な農地が残っている。
- ・高齢化や後継者不足に伴う農業者の減少により、農地の維持管理が困難になりつつある。特に不整形な農地において耕作放棄地が増加し、農地の荒廃が危惧されている。このため、地域の土地利用について考える、最適土地利用対策事業に取り組んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当面、現状の農地利用を維持することは、現在の受け手で対応できる。また、今後継承が必要になった場合は、その都度地域内で協議し、新たな担い手に継承する。
- ・高齢化などに伴い規模縮小や離農が起こった時には、地元協議を積極的に行い、円滑な継承・移譲を進めていく。
- ・中心経営体や農事組合法人を含め、一層の農地集積に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	460.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	460.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止策を実施するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

③各経営体において、スマート農機を導入し、作業の効率化・省力化を図る。

⑦農用地、水路、農業などについて、多面的活動組織を中心に、地域共同による保全管理活動に取り組んでいく。

立 農 第 321 号
令 和 7 年 3 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

立山町長 舟橋 貴之

市町村名 (市町村コード)	立山町 (1 6 3 2 3 6)	
地域名 (地域内農業集落名)	立山地区 (芦峯寺、千垣、横江、東中野新、天林、横江野開、座主坊新、栃津、吉峰、下田、岩峯野、岩峯寺、宮路)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全域では水稻を中心に栽培されており、多面的機能支払交付金事業を活用して共同保全活動や農道・水路の部分補修などを行っている。
- ・中心経営体の高齢化に伴い、後継者不足などの新たな課題が生じており、経営体制維持に向けた現状の把握と的確な対応が求められている。
- ・農業生産に無関心な農業者が増え、地域での話し合いも困難になってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当面、現状の農地利用を維持することは、現在の受け手で対応できる。また、今後継承が必要になった場合は、その都度地域内で協議し、新たな担い手に継承する。
- ・高齢化などに伴い規模縮小や離農が起こった時には、地元協議を積極的に行い、円滑な継承・移譲を進めていく。
- ・中心経営体や農事組合法人を含め、一層の農地集積に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	263.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	263.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ 東中野新地区で基盤整備事業を令和6年度から令和12年度にかけて実施予定としている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止策を実施するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。 ③各経営体において、スマート農機を導入し、作業の効率化・省力化を図る。 ⑦農用地、水路、農業などについて、多面的活動組織を中心に、地域共同による保全管理活動に取り組んでいく。
--

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

立山町長 舟橋 貴之

市町村名 (市町村コード)	立山町 (1 6 3 2 3 6)
地域名 (地域内農業集落名)	新川地区 (若宮、寺田、二ツ塚、沢端、辻、上女川新、下女川新)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第 1 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全域では水稻を中心に栽培されており、多面的機能支払交付金事業を活用して共同保全活動や農道・水路の部分補修などを行っている。
- ・農事組合法人構成員の高齢化に伴い、オペレーターがリタイアするなど新たな課題が生じており、経営体制維持に向けた現状の把握と的確な対応が求められている。
- ・農業生産に無関心な農業者が増え、地域での話し合いも困難になってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当面、現状の農地利用を維持することは、現在の受け手で対応できる。また、今後継承が必要になった場合は、その都度地域内で協議し、新たな担い手に継承する。
- ・高齢化などに伴い規模縮小や離農が起こった時には、地元協議を積極的に行い、円滑な継承・移譲を進めていく。
- ・中心経営体や農事組合法人を含め、一層の農地集積に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	291.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	291.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ③各経営体において、スマート農機を導入し、作業の効率化・省力化を図る。 ⑦農用地、水路、農業などについて、多面的活動組織を中心に、地域共同による保全管理活動に取り組んでいく。
--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

立山町長 舟橋 貴之

市町村名 (市町村コード)	立山町 (1 6 3 2 3 6)	
地域名 (地域内農業集落名)	浦田地区 (浦田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全域では水稻を中心に栽培されており、多面的機能支払交付金事業を活用して共同保全活動や農道・水路の部分補修などを行っている。
- ・農事組合法人構成員の高齢化に伴い、オペレーターがリタイアするなど新たな課題が生じており、経営体制維持に向けた現状の把握と的確な対応が求められている。
- ・農業生産に無関心な農業者が増え、地域での話し合いも困難になってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当面、現状の農地利用を維持することは、現在の受け手で対応できる。また、今後継承が必要になった場合は、その都度地域内で協議し、新たな担い手に継承する。
- ・高齢化などに伴い規模縮小や離農が起こった時には、地元協議を積極的に行い、円滑な継承・移譲を進めていく。
- ・中心経営体や農事組合法人を含め、一層の農地集積に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	59.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	59.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③各経営体において、スマート農機を導入し、作業の効率化・省力化を図る。

⑦農用地、水路、農業などについて、多面的活動組織を中心に、地域共同による保全管理活動に取り組んでいく。

立 農 第 321 号
令 和 7 年 3 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

立山町長 舟橋 貴之

市町村名 (市町村コード)	立山町 (1 6 3 2 3 6)		
地域名 (地域内農業集落名)	田添地区 (田添)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第1回)		

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区全域では水稻を中心に栽培されており、多面的機能支払交付金事業を活用して共同保全活動や農道・水路の部分補修などを行っている。
・農事組合法人構成員の高齢化に伴い、オペレーターがリタイアするなど新たな課題が生じており、経営体制維持に向けた現状の把握と的確な対応が求められている。
・農業生産に無関心な農業者が増え、地域での話し合いも困難になってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・当面、現状の農地利用を維持することは、現在の受け手で対応できる。また、今後継承が必要になった場合は、その都度地域内で協議し、新たな担い手に継承する。
・高齢化などに伴い規模縮小や離農が起こった時には、地元協議を積極的に行い、円滑な継承・移譲を進めていく。
・中心経営体や農事組合法人を含め、一層の農地集積に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ 田添地区で基盤整備事業を実施している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③各経営体において、スマート農機を導入し、作業の効率化・省力化を図る。

⑦農用地、水路、農業などについて、多面的活動組織を中心に、地域共同による保全管理活動に取り組んでいく。

立 農 第 321 号
令 和 7 年 3 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

立山町長 舟橋 貴之

市町村名 (市町村コード)	立山町 (1 6 3 2 3 6)		
地域名 (地域内農業集落名)	泉地区 (泉)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第 1 回)		

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全域では水稻を中心に栽培されており、多面的機能支払交付金事業を活用して共同保全活動や農道・水路の部分補修などを行っている。
- ・農事組合法人構成員の高齢化に伴い、オペレーターがリタイアするなど新たな課題が生じており、経営体制維持に向けた現状の把握と的確な対応が求められている。
- ・農業生産に無関心な農業者が増え、地域での話し合いも困難になってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当面、現状の農地利用を維持することは、現在の受け手で対応できる。また、今後継承が必要になった場合は、その都度地域内で協議し、新たな担い手に継承する。
- ・高齢化などに伴い規模縮小や離農が起こった時には、地元協議を積極的に行い、円滑な継承・移譲を進めていく。
- ・中心経営体や農事組合法人を含め、一層の農地集積に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
③各経営体において、スマート農機を導入し、作業の効率化・省力化を図る。
⑦農用地、水路、農業などについて、多面的活動組織を中心に、地域共同による保全管理活動に取り組んでいく。